

中学生死亡事件に係る庁内対策会議 中間取りまとめ（概要）

- ◎ 庁内対策会議中間取りまとめは、教育委員会事務局検証委員会の報告書の内容を取り込んだものとなっています。
- ◎ 「Ⅰ 事実関係の把握」及び「Ⅱ 検証と考察」については、個人に関する情報に関わる内容のため、非公開または一部抜粋、要約した内容となっています。

Ⅰ 事実関係の把握（P.1～P.2）

構成等は変更していますが、検証委員会の報告書を基にした内容となっています。

Ⅱ 検証と考察（P.3～P.44のポイント）

子どもの安全・安心に関わるさまざまな事業や取組等の概要を記述するとともに、何ができたのか、また何を強化すべきかという観点から、検証と考察を行いました。

1 教育委員会関係

※ 検証委員会報告書と基本的に同内容

次の5つの視点から検証と考察を行った。

- ①児童生徒理解の検証
- ②保護者・家庭・地域との連携の検証
- ③校内体制の検証
- ④学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携の検証
- ⑤生命尊重、人権尊重教育の検証

2 市関係部局

（1）保健・福祉領域

- ・ 保健・福祉領域におけるさまざまな業務の中で、支援の必要な家庭を早期に把握し、適時適切に児童相談所等による必要な専門相談支援につなげるためには、組織としてのスキルの蓄積が必要である。
- ・ 実効的な支援を行うためには、関係機関等の連携が不可欠であり、要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組みを活用し、機能の充実強化を図るなど、連携強化に向けた対策を進める必要がある。

（2）児童相談所

- ・ 専門的な知識及び技術を必要とする場合、区役所児童家庭課と情報の共有・連携を図り、協働した支援の充実に努めていくことが重要である。
- ・ 関係機関に対する丁寧な説明と顔の見える関係の構築に向けて具体的な対応が求められる。
- ・ 非行事例については、各警察署や少年相談・保護センター等との連携による対応を進めるとともに、必要に応じて少年法に規定される施設・機関の利用を想定した取組が求められる。

（3）青少年健全育成事業

- ・ こども文化センターの職員については、さまざまな来館者に適切に対応するためのスキルを身につけておかなければならない。

- ・ 子ども・若者が抱える問題がより複雑化・複合化している中で、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うことが必要である。

(4) 子どもの相談機関

- ・ 国や民間を含めると 20 を超える相談機関があるが、子ども・大人の両方に十分に活用されていない実態がある。
- ・ 子どもに対しては、よりアクセスしやすい相談体制を整えることが必要であり、大人に対しても相談窓口の効果的な周知や利用勧奨を進めることが重要である。

3 子どもの安全・安心な環境づくり

(1) 地域における活動主体及び各種団体との連携

- ・ 支援が必要な子どもや親を地域が発見し、孤立させないためには、個人や個々の機関だけで対応するには限界があり、少しでも多くの眼差しが子どもや親に向けられることが必要である。
- ・ 各種団体の関係者と市の機関との連携が薄いことや、既存の会議等は開催頻度が少ないなど、情報交換の場としては十分に機能していないことが課題として浮かび上がっている。
- ・ 既存の情報共有の場が効果的なものとなるよう、気軽に意見を言い合えるような工夫をする必要がある。

(2) 地域の安全・安心まちづくり

- ・ 防犯灯については、より効果的かつ効率的な整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ 防犯カメラについては、犯罪の抑止や犯人の逮捕に役立つという点で効果が認められている一方で、プライバシーへの十分な配慮が求められている。

(3) 子どもの居場所づくり

- ・ 子どもにとって、安心して過ごせる場所をさまざまな形で提供できるまちづくりが望まれる。
- ・ 居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係をも指している。子どもの居場所にいる大人が居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要である。

4 検証と考察のまとめ

【総括】(P. 42~P. 44 のポイント)

子どもの安全・安心に関わる施策・事業や分野は多岐にわたっており、所管部署も異なるが、子ども自身が声を上げることは容易ではないため、職員一人ひとりが SOS を受信する感度を高め、情報を重ね合わせるなど、連携をより一層強化しなければならない。今回の事案では、関係部署が一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図れなかったことは、真摯に反省するところである。

また、未然防止の観点から、子どもにやさしいまちづくりを、地域とともに推進していく必要がある。全市で効果的な施策・事業を展開するために、今後は部局横断的な取組の推進が必要である。

Ⅲ 再発防止策に関して（P. 45～P. 54 のポイント）

このたび取りまとめた方向性を基本として、さらなる実効性のある取組とするために、今後も引き続き検討を進めます。

1 緊急対策として実施したもの

2 今後、取組の強化を進めるもの

（1）教育委員会の取組

- ・ 長期欠席傾向のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策
- ・ 情報モラル教育
- ・ 生命尊重・人権尊重教育

（2）学校に求める取組

- ・ 相談機関等の有効な活用
- ・ 児童生徒指導体制の見直し

（3）保健・福祉領域の取組

- ・ 保健・福祉と各機関の連携強化
- ・ 要対協の役割・機能の充実・強化

（4）児童相談所の取組

- ・ 児童相談所による専門的な支援の充実
- ・ 少年鑑別所の地域援助機能を活用した支援策の強化

（5）青少年健全育成事業における取組

- ・ （仮称）川崎市子ども・若者プランにおける取組

（6）子どもの相談機関における取組

- ・ 子どもの相談機関の窓口の機能強化、連携のあり方の検討

（7）地域の安全・安心まちづくり

- ・ 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討
- ・ 効果的な防犯灯設置の推進
- ・ 防犯カメラ等の設置推進の検討

（8）子どもの居場所のあり方の検討

- ・ こども文化センター等のあり方の再構築の推進

（9）警察との連携の推進

- ・ 「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」の締結及び運用方法の検討
- ・ 児童相談所と警察との連携強化

（10）子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置

- ・ 一元的な連絡調整機能の設置による事業の進捗管理や研修の企画調整等